

(発行所)
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03-3733-2561
FAX：03-3733-2627
発行人：玉田雅也
定価：30円(組合費を含む)

(毎月1回15日発行・平成7年8月18日)
第三種郵便物認可
2017年1月1日 第286号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)



E-Mail : nfduj@zenkoku-kowan.jp

謹賀新年



明けまして

おめでとうございいます



中央執行委員長

年頭の挨拶

糸谷 欽一郎



合わせた定年の六十二歳への引き上げを強力に進めてゆきます。

これらの課題解決に向けて、私たちの使用者並びに

新年あけましておめでとうございます。

本年が組合員一人一人にとって実り多き幸せな年となりますよう、全国港湾挙げて奮闘いたします。

港湾と言う経済活動の最前線で働く私どもにとって、正月といえども休むことなく新年早々から出勤・就労された組合員の皆さん、真冬の厳しい寒さの中、本当にご苦労様でした。

さて、一昨年から本年にかけて船会社の統合や清算が相次ぎ、コンテナとバルク戦略港湾の施策とも相まって、港湾における就労・職域の確保などにおける具体的な対応が非常に困難になってきています。

また、各地区の港湾で導入されております民間港湾運営会社の問題も、各社の経営方針が明らかになり、どのよう

にも注目していかねばなりません。

このような状況の中、現在、全国港湾が取り組んでおります主要な課題としては、産別制度賃金の六%引き上げ、認可料金の制度の復活、三島川之江港の指定港化、港湾労働法の全港・全職種適用、国による石綿被災者救済制度の確立、液体輸送におけるフレキシブルバッグの使用禁止等々であり、フェリー基金の全国港湾への還元額引き上げであります。

一方、既に協定しております所定内労働時間の引き下げ、完全週休二日制の拡大実施、定年制度の六十五歳への延長など、年次計画に基づく改定課題についても、その

着実な計画の実施を求めてゆきます。特に年次計画の履行が進んでいない定年の延長問題について、本年は公的年金の支給開始年齢の引き上げに

日本港運協会はもとより、国、港湾管理者、港湾運営会社、船社、荷主、その他すべての港湾利用者といった関係各位の理解と協力を求め、交渉や要請、申し入れなどのあらゆる活動に取り組みます。

これらの諸活動によっても十分な理解や協力が得られず、課題の解決が見られなければ、私たちが全国港湾は組織の最大限の行動力を結集して、その解決に取り組むことといたします。

全国の組合員の一人一人に改めてこのような方針のついてご理解いただき、具体的な行動が提起されましたら、積極的に取り組む決意をお願いいたします。

私もこれらの諸活動及び行動取組みの先頭に立ち、一杯奮闘することを誓いまして、中央執行委員長としての年頭のご挨拶といたします。

シヤモ樽

税金には所得に応じて負担するという大原則がある。高所得層は多めに、低所得は生活に

困らない範囲でそれなりに負担するということ。ところが、過去三十年でこの原則はなかりにきつてきた。今、応能負担の仕組みを社会に回復させることが必要だ。誰もが幸福に暮らせる社会をつくるには社会保障などが不可欠。その財源を無理なく集めるには、生活に余裕のある人に、より貢献してもらう必要がある。それによって所得再配分が行われ、社会の公平性が保たれる。ところが、一九八〇年代からの原則が崩れ始める『金持ちに重い負担を課すのは不平等。やる気がなくなる。』といった論調が広まり、『みんなが広く薄く負担するのが公平だ』という考え方が強調されはじめた。所得税の最高税率は下げられ、導入されたのは低所得層に負担の重い消費税。税率はいまや当初の三倍近くに引き上げられた。株などの配当所得には低率で課税する優遇策とあいまって、高所得層の負担は軽くなり、中低所得層の負担が重くなっている。▼その結果、二〇〇〇年代に入ってから格差と貧困は拡大の一途。応能負担原則をないがしろにしては幸福な社会は作れない。不平等を是正するための税制改革こそが求められる。